

## 第 9 5 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成 3 1 年 3 月 1 8 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 平成 3 1 年 3 月 1 8 日 (月) 午前 9 時 4 3 分
- 3 閉会の日時 平成 3 1 年 3 月 1 8 日 (月) 午前 1 0 時 5 4 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 9 名 欠席 1 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (2)	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理人 (5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	欠
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	1 0	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫

東区協議会長 岡崎 章二

事務局	担当局長	森本 章男	参事監	箕浦 勝宏
	参事監	真田 明彦	総務・農政担当課長	倭 信幸
	農地担当課長	佐藤 孝司	担当課長補佐	竹田 了久
	農地担当係長	入江 貢	副主査	橋本 聡実
	副主査	清水 洋子		

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
  - (4) 転用事業計画変更承認申請について
  - (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について



岡崎推進委員 14番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(1)14番の1件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)14番の1件を、許可と決定します。

延澤委員入室

議長 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 1番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約75アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、新規農による使用貸借権の設定です。使用貸借期間は許可日から1年間です。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約25ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、借入地の所得による所有権移転です。受人は現在、約2.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受贈による所有権移転です。受人は現在約1.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在約2.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アール

を超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在約38アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在約23ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。適格法人の要件を満たすこと、また取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約6.9ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ11番、増反による所有権移転です。受人は現在約76アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、増反による所有権移転です。受人は現在約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

13番、増反による所有権移転です。受人は現在約62アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

15番、増反による所有権移転です。受人は現在約28アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

16番、増反による所有権移転です。受人は現在約3.1ヘクタール耕作してお

り、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

17番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在約6.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

18番、受贈による所有権移転です。受人は現在約37アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

19番、増反による所有権移転です。受人は現在約17アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 1番から13番、15番から19番の18件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(1)は許可済みの14番を除く1番から19番の18件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は許可済みの14番を除く18件を、許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明を、お願いします。

清水副主査 4ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は貸露天駐車場です。永久転用目的の一時転用で、一時転用期間は許可日から3年間です。申請人は現在、中区倉富に住んでいますが、近隣居住者から駐車場として借入の要望があり、また耕作に来た時に駐車する場所がないので、貸露天駐車場にしようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を近藤協議会長さん，ご報告をお願いします。

近藤推進委員 1番の1件について審議した結果，事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を，お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん，何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（2）は1番の1件を，許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等（2）は1件を，許可と決定します。

次に，申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明を，お願いします。

清水副主査 5ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、南区芳泉三丁目の借家に家族4人で住んでおりますが、子供が生まれ、家財道具も増え、手狭になったため、勤務先に通勤しやすくなるため、申請地を自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

2番、平成30年12月4日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。受人は現在、中区江崎で建築土木資材販売業を営んでいますが、事業拡大に伴い、既存の資材置場が手狭になってきており、また一部借入地を返却するため、事務所に近い申請地を露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は農業振興地域内の農用地であり、転用目的は露天資材置場で賃借権を設定します。永久転用目的の一時転用で、期間は平成31年4月5日から平成34年3月17日までです。受人は現在、中区平井六丁目で建設業を営んでおりますが、借入地の期間満了に伴い、資材置場がなくなるため、申請地を露天資材置場に転用しようとするものです。

農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障がないと考えられ、

例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

4番5番は、同一地域なので同時に説明します。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

4番、受人は現在、南区豊成一丁目の借家に家族4人で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、妻の実家に行き来しやすくなるため、申請地を自己専用住宅に転用しようとするものです。

5番、受人は、現在、中区江崎の借家に家族5人で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、生活環境が変わらない、申請地を自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

6番、平成30年12月4日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、南区福田の借家に家族4人で住んでおりますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、妻の勤務先に通勤しやすく、実家に行き来しやすい、申請地を自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は貸露天資材置場で所有権を移転します。受人は、南区内尾で土木建設業を営む法人の役員で、申請地隣接地の受人所有地を露天駐車場・露天資材置場として使用していますが手狭となり、会社では融資を受けるのが困難なため、個人で融資を受け、申請地を取得し貸露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番から7番の7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。

議 長

次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査

5 ページ 8 番，平成 30 年 1 2 月 4 日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりがある 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され，転用目的はコンビニエンスストアで賃借権を設定します。受人は現在，東京都に本社を置き，コンビニエンスストアを運営していますが，事業拡大に伴い県道沿道に位置し，多数の集客と大型車両の駐車可能な申請地に店舗を建築し，休憩スペースを備えたコンビニエンスストアに転用しようとするものです。

なお本案件は同時に開発許可申請がなされていますが，隣接居住者の排水関係の理解が得られておらず，再度の協議が必要であるということで，東区協議会では保留意見となっています。

6 ページ 9 番から 13 番は，敷地を数区画に分けて自己専用住宅を建築する申請のため同時に説明します。

申請地は，農地の広がりがある 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

9 番，受人は現在，東区広谷の借家に夫婦二人で居住していますが，家財道具が増え手狭となったため，実家に近く子育ての支援を受けやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10 番，受人は現在，東区可知三丁目の借家に家族 7 人で居住していますが，家財道具が増え手狭となったため，夫婦の職場に近く，現在と同一学区で今後も安心して生活のできる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11 番，受人は現在，中区乙多見の借家に家族三人で居住していますが，家財道具が増え手狭となったため，姉の自宅に近く，子育ての支援を受けやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

12 番，受人は現在，東区鉄の借家に家族四人で居住していますが，家財道具が増え手狭となったため，勤務先に近く，仕事と育児の両立がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

13 番，受人は現在，中区海吉の借家に夫婦二人で居住していますが，家財道具が増え手狭となったため，妻の職場に近く通勤時間が短縮できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

7 ページ 14 番，平成 30 年 5 月 14 日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりがある 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され，転用目的は分家住宅で使用賃借権を設定します。受人は現在，瀬戸内市邑久町の借家に家族三人で居住してい



ますが、家財道具が増え手狭となったため、祖父母の自宅に近く、農業の手伝いが可能な申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

1種農地ですが集落に接続した住宅に該当し、祖父の土地でほかに代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、申請地隣接地で運送業を営んでおり10台の中・大型車両を保有していますが、所有する車両等の増加で来客用駐車スペースの確保も難しくなり、事業拡大に伴いトラックの増車と社員の増員を計画しているため、隣接し業務用車両の保管場所として安全に使用できる申請地を譲り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

**議長** 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、報告願います。

**岡崎推進委員** 8番から15番の8件について審議した結果、8番は事務局の説明のとおり保留意見となっています。その他の7件については許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

**議長** 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

**全員** ありません。

**議長** それでは申請等(3)の8番を除く1番から15番の14件を許可と決定してよろしいか。

**全員** よろしい。

**議長** それでは申請等(3)の8番を除く14件を、許可と決定します。

次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての、審議に入ります。事務局から東区の説明を、お願いします。

**橋本副主査** 本日配布しています別紙、第1号議案申請等(4)転用事業計画変更承認申請1番の説明資料をご覧ください。

8ページ1番、平成30年8月2日付けで農地法第5条転用許可済の案件です。転用目的は分家住宅で、当初は所有権移転を考えていたところ、再度家族間での話し合いにより使用貸借権の設定に変更するものです。転用面積等、一般基準上の変更もないため問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおり承認意見としています。  
引き続きのご審議を、願います。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等（4）の1番の1件については、承認と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等（4）の1番を、承認と決定します。

次に申請等（5）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明を願います。

清水副主査 9ページ1番から10ページ4番までの4件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望は1件あり、内容を確認の上、担当委員と協議する予定です。

以上は各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等（5）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出については、4件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明を願います。

清水副主査 報告（1）4条届については、11ページ1番から6番の6件です。転用目的は貸露天駐車場が2件、共同住宅が4件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）5条届については、12ページ1番から7番までの7件です。転用目的は露天駐車場が2件、自己兼用住宅が1件、分譲住宅地が1件、自己住宅が1件、共同住宅が1件、賃貸住宅が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）18条第6項の規定による合意解約通知については、13ページ1番から17ページ22番の22件です。解約理由は耕作目的が17件、転用目的が5件で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、18ページ1番の1件で、内容は農業用進入路です。

報告（5）農地改良届については、19ページ1番の1件で、内容は普通野菜畑です。

報告（6）転用事業計画変更承認届については、20ページ1番の1件で、変更内容は転用者と転用目的の変更で、記載のとおりです。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。  
続きます第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 委員研修の実施について、委員報酬（年額）の振り込み等について説明する。

岸本職務代理者 それでは何か、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時54分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員